

参議院厚生労働委員 各位

社会福祉法等の改正案審議に対する緊急要請

貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、社会福祉の増進にご尽力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、政府提出の「社会福祉法等の一部を改正する法律案」は、7月8日以降の衆議院厚生労働委員会で、わずか10時間程度の審議で採決され参議院に送られました。

衆議院における参考人質疑では、社会福祉事業は非営利組織で運営されるのが望ましいこと、いわゆる内部留保の定義が定まっていないこと、「地域貢献活動」の「努力」義務化は国の責任で制度化しておこなうべき事業を社会福祉法人に転嫁する社会福祉法61条違反であること、などが明らかとなりました。また、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成対象から介護分野に続いて障害分野を外すことは、福祉人材確保とは正反対の施策であることも指摘されています。

今国会の会期が大幅に延長されたこともふまえていただき、同法案の委員会審議に際して、貴職に以下の要請をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 社会福祉法人に対し、あらたな「地域公益活動」の義務化はおこなわないこと。生活困窮者への支援など、現行施策の対象となっていない諸課題は、公的制度の拡充で対応すること
2. 憲法25条（生存権規定）に基づいて、継続的・安定的に社会福祉事業の運営ができる十分な財源を確保して、介護・障害福祉の報酬や保育・子育て支援の公定価格を引き上げること
3. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度への公費助成の対象を拡充すること。障害者施設・事業、保育所への公費助成を廃止しないこと
4. 法案の審議に対しては、参考人質疑を行うなど関係者の意見が反映されるようにしたうえで十分な審議を行い、拙速な採決は行わないこと

《私のひとこと》

2015年 月 日

住 所

氏 名

（法人名

）